

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年2月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	所沢市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/kosodateoshirase/syuuensyoreihitodokedesyo.html

執行機関名 所沢市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育料等の減免を行う私立幼稚園等の設置者に対する補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 保育料等の減免を行う私立幼稚園等の設置者に対する補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	所沢市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱(平成21年4月1日)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、幼児教育の振興に資するため、 <u>私立幼稚園又は幼稚園類似施設(以下「私立幼稚園等」という。)</u> に在園している園児の保育料等の減免を行う設置者に対し、 <u>所沢市私立幼稚園等就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)</u> を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		所沢市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱(平成21年4月1日)